　　　　　　　　　 神保保予第2645号

令和２年２月６日

公益社団法人　神戸市民間病院協会

会　長　　西　昴　様

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　神戸市保健所長　伊地智　昭浩

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項

及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の保健福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　 さて、令和２年２月１日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の指定感染症に定められ、これに伴う新型コロナウイルス感染症の定義や届出基準等について、令和２年２月３日付けで厚労省より通知がありました。

つきましては、関係資料をお送りいたしますので貴会員の皆様にご周知をお願いいたします。

記

1. 概要（届出基準から一部抜粋）

指定感染症：新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする。

臨床的特徴：潜伏期間は２～10日。その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に５～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。

届出基準　：（確定患者）上記の臨床的特徴を有する者について、感染が疑われる患者の要件（※）

1. に該当し、検査にて確定した場合

　　　　　　（疑似症患者）医師は、上記の臨床的特徴を有する者について、感染が疑われる患者の要件（※）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われたもの

　　　　　　上記のほか、無症状病原体保有者、感染症死亡および疑い患者の死体の届出あり。

適用日　　：令和２年２月３日

（※）感染が疑われる患者の要件

ア．発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ．37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省への渡航又は居住していたもの

ウ．37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省への渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ．発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第１項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

２．検査について

　　疑似症と診断された事例などの検査は、神戸市にて実施しますので、検体採取前に保健所予防衛生課にご連絡下さい。

３．届出について

　　届出基準を満たす患者（患者確定例・無症状病原体保有者・疑似症患者・感染症死亡の死体・感染症死亡疑い者の死体）を診断した際は、直ちに最寄りの保健センター（あんしんすこやか係）へ発生届の提出をお願いします。

４．送付内容

厚生労働省通知（令和２年２月３日付け健感発0203第２号）、届出基準および届出様式

５．参考

（１）神戸市ホームページ　感染症届出の手引き

https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/trend/kansen.html

神戸市保健所予防衛生課　担当：清水・柴田

電話：078‐322‐6789　　ＦＡＸ：078-322-6763